

# 蔵王町景観計画

令和8年4月





# 蔵王町景観計画

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>序章 景観計画とは</b>                    | 1  |
| (1) 目的                              | 1  |
| (2) 計画期間                            | 1  |
| (3) 計画の位置づけ                         | 2  |
| (4) 計画の構成                           | 4  |
| <b>第1章 景観計画区域</b>                   | 5  |
| (1) 景観計画区域                          | 5  |
| (2) 景観形成重点地区の指定                     | 5  |
| <b>第2章 良好的な景観の形成に関する方針</b>          | 6  |
| (1) 景観の特徴（ゾーン）                      | 6  |
| (2) 景観形成の基本理念                       | 14 |
| (3) 景観計画区域の区分                       | 15 |
| (4) 一般地区における良好な景観の形成に関する方針          | 16 |
| (5) 景観形成重点地区における良好な景観の形成に関する方針      | 18 |
| <b>第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b> | 23 |
| (1) 一般地区                            | 23 |
| ①届出対象行為                             | 23 |
| ②景観形成基準                             | 25 |
| (2) 景観形成重点地区                        | 28 |
| ①届出対象行為                             | 28 |
| ②景観形成基準                             | 30 |
| (3) 届出の流れ                           | 33 |
| <b>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>    | 35 |
| (1) 基本的な考え方                         | 35 |
| (2) 景観重要建造物の指定方針                    | 36 |
| (3) 景観重要樹木の指定方針                     | 36 |
| <b>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>        | 38 |
| (1) 基本的な考え方                         | 38 |
| (2) 景観重要公共施設の指定方針                   | 38 |
| <b>第6章 景観形成の実現に向けて（施策）</b>          | 39 |
| 「街なみ環境整備事業」による官民一体となった景観づくり         | 39 |
| <b>巻末資料</b>                         | 40 |
| 蔵王町景観計画改定の経緯                        | 41 |
| 蔵王町景観計画策定委員会 委員名簿                   | 42 |



## 序章 景観計画とは

### (1) 目的

#### 1) 景観とは

景観とは、「見る人」と「見る対象」から成り立ち、見る人の目を通して捉えられた環境の姿です。「見る対象」は自然物だけではなく、人工物や人が活動している風景、時間経過の中で積み重なってできたイメージなども含む「概念」として捉えることができます。

景観は、土地条件や気候風土などの「地形」と歴史や営み・生業、文化といった「土地利用」で形作られ、景観の考え方を通して地域を見ることで、その地域特有の歴史や価値に気付くことができます。景観を次世代まで継承していくことは、地域での価値観の共有や共通財産として地域を育んでいくために重要です。

のことから、「景観」の考え・価値観を共有し、今ある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組む必要があります。

#### 2) 蔵王町における景観計画

本町では、蔵王連峰を起点に見られる火山地帯特有の地形や、蔵王おろしといった気候に対応した暮らしの風景、地形を生かした農業の風景など、個性的で特徴ある美しい本町の景観を「町民」「事業者」「行政」が共有し、本町らしい景観づくりを進めていくため、景観法に基づく景観計画を活用していくことにより、地域の特性を生かした景観形成に取り組み、地域まちづくりの活性化を図ることを目的とします。

本町では、これまで「遠刈田温泉・農村集落地区」を対象に限定的な区域で「仙南地域広域景観計画（令和2年12月策定）」を運用してきましたが、これからは町全域の良好な景観形成を目指していくため、新たに本町独自の景観計画を策定することとしました。

### (2) 計画期間

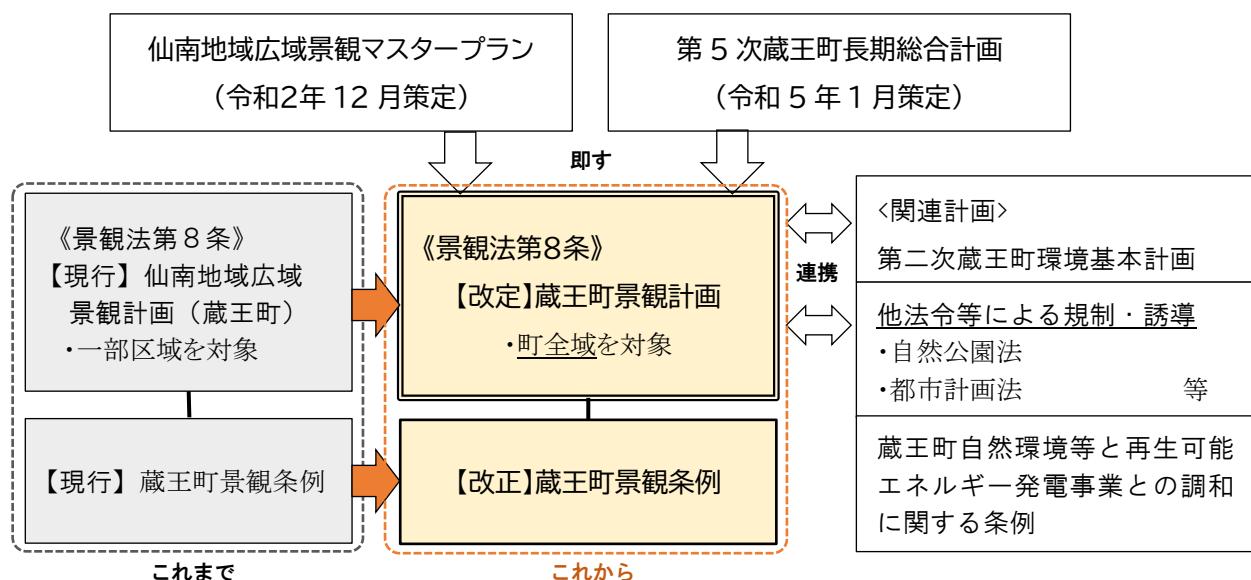
景観形成は建築行為などの積み重ねによる長い期間を要するものであることから、本計画は将来目標を実現するために長期的な視点で策定しています。そのため、計画期間は設けないこととします。

ただし、景観まちづくりの取組の進捗などにより計画内容に新たな事項を追加する場合や、社会的な大きな変化、上位計画及び関連計画の見直しなどにより、計画内容を変更する必要がある場合には、適宜見直しを行います。

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、これまで町内的一部区域のみを対象としていた景観計画「仙南広域景観計画（P.3 【参考】仙南広域景観計画における基本方針参照）」を改定し、町全域の景観形成に向けた新たな景観計画「蔵王町景観計画」とします。町全域で目指す景観形成の方針を踏まえ、指定した景観計画区域（景観法を適用し、景観形成を図っていく区域）内における一定規模以上の行為に対して、景観法に基づく具体的な規制・誘導方策を定めるものです。

計画内容については、「仙南地域広域景観マスタープラン」「第5次蔵王町長期総合計画」などの上位計画に即し、景観に関する事項について関連計画と整合性を保ちながら定めます。



## 【参考】仙南地域広域景観計画における基本方針(基本方針 1、2、4、5 抜粋)

### 基本方針 1：地域の共有資産である蔵王連峰を中心とする自然景観を保全します

蔵王を中心とする自然景観は、古くから地域の人々の営みとともに大切に守られてきました。その美しく雄大な景観は地域に住む人々だけではなく、訪れる者も魅了するものとなっており、県全体の共有の財産といえます。これら自然景観の保全には、地域全体で共通した認識の下、市町の区域を超えて、景観形成に取り組んでいきます。

### 基本方針 2：地域の人々の営みの中で長きに渡りつづけてきた景観を継承します

山間部の牧場や果樹園、河川周辺の田園などの生業、気候風土に適応した生活など、蔵王の自然環境を土台に、人々の営みが創ってきた景観は、仙南地域をより魅力的なものにしています。また、地域のどこからでも見ることができる蔵王の姿は、地域の人々の生活の背景として、受け継がれてきました。これらの景観を形づくる人々の生業や営みを仙南地域全体、またはひとまとめの景観を形成する広範囲において一体的に継承していくことが必要であり、そのための支援をしていきます。また、蔵王の美しい姿が望める魅力的な眺望など、仙南地域の特徴が顕著な景観については、景観形成のルールをつくることなどにより保全・継承を図ります。

### 基本方針 4：景観の魅力を活かし、地域の活性化につながるよう活用します

仙南地域の大切な景観を地域の中で受け継いでいくことはもちろん、来訪者に対してもその魅力を享受することができるよう景観の形成を図ります。そのため、景観の魅力を効果的に発信するとともに、景観の活用のための「仕かけ」づくりをするなど、交流人口の増加を図っていきます。

また、地域のにぎわいを創出するため、景観を生かした地域の行事や祭事等、活性化につながる景観の形成を図ります。

### 基本方針 5：景観価値を認識し、共有の資産であるという社会的意識を育成します

仙南地域の景観を共有財産として受け継いでいくために、地域住民が景観の価値を認識し、誇りを持って景観づくりに関わっていくよう、意識の育成を図ります。また、ゴミの散乱や周囲に調和しない建造物の設置等、景観阻害要因を発生させないための意識づくりを行っていきます。

## (4) 計画の構成

### 第1章 景観計画区域

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観形成重点地区の指定

● 景観計画区域を示します。

### 第2章 良好的な景観の形成に関する方針

- (1) 景観の特徴(ゾーン)
- (2) 景観形成の基本理念
- (3) 景観計画区域の区分
- (4) 一般地区における良好な景観の形成に関する方針
- (5) 景観形成重点地区における良好な景観の形成に関する方針

● 景観まちづくりに向けた地区の区分と基本方針を示します。

### 第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 一般地区
- (2) 景観形成重点地区
- (3) 届出の流れ

● 景観まちづくりのルールを示します。

### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- (1) 基本的な考え方
- (2) 景観重要建造物の指定方針
- (3) 景観重要樹木の指定方針

● 景観重要建造物と景観重要樹木について、指定に向けた考え方や方針を示します。

### 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) 景観重要公共施設の指定方針

● 景観重要公共施設の整備について、指定に向けた考え方や方針を示します。

### 第6章 景観形成の実現に向けて(施策)

「街なみ環境整備事業」による官民一体となった景観づくり

● 景観形成の実現に向けて推進施策を紹介します。